

スマートシティ戦略部所管事項に関わる事業に対する 後援名義使用承認申請に関する承認基準

大阪府以外の者が実施するスマートシティ戦略部所管事項に関わる事業について、スマートシティ戦略部に対し主催者から後援名義の使用承認申請があったときは、下記の基準により審査する。

1. 主催者についての承認基準

- (1) 次のいずれかに該当する団体であること。
 - ア 国、地方公共団体及びこれらの機関
 - イ 新聞社、放送局等の報道機関
 - ウ 府内のスマートシティ、情報化推進等に寄与する目的又は実績のある公益法人並びにその他の団体（法人格は問わないが、規約、会則等の定めがあり、団体の所在地、目的及び組織体制が明確であり、事業遂行能力が十分であると認められる団体）
 - エ 大学、研究機関
- (2) (1) のウに該当する団体で、次のいずれかに該当する場合には、(1) の規定にかかわらず、承認の対象団体とはしない。
 - ア 政治的又は宗教的な普及・宣伝活動を行う団体
 - イ 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者が構成員である団体
 - ウ 団体の存在又はその基礎が不明確な団体
 - エ 過去に後援名義使用事業報告書の提出等承認条件を履行しなかった団体

2. 事業についての承認基準

後援名義の使用承認を受ける事業は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 事業目的が府内のスマートシティ、情報化推進等に寄与しかつ公共性があること。
- (2) 原則として府内で開催される事業であり、事業の対象及び効果が府内全域にわたるものであること。また、広く大阪府民全体を対象とし、原則として府民が自由に参加できること。
- (3) 特定の団体の利益を目的とするものでないこと。
- (4) 営利を主たる目的としないこと。
- (5) 事業実施に際して、金品の寄附、援助、事業参加等の強要のおそれがないこと。

- (6) 入場料、参加料、受講料等、主催者が経費を徴収するものにあつては、その額が社会通念上、認められる範囲のものであること。
- (7) 特定の政治、宗教及び思想を援助、助長若しくは促進し、又は圧迫若しくは干渉するものでないこと。また、政治的又は宗教的な場所を利用するものでないこと。
- (8) 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団の利益になり又はそのおそれがあると認められないこと。また、大阪府暴力団排除条例第 14 条及び第 15 条の規定に違反するものでないこと。
- (9) 公序良俗に反しないこと。
- (10) 事業の開催場所では、災害防止及び公衆衛生について十分な設備及び措置が講じられること。
- (11) 過去に後援名義の使用条件に違反したことがないこと。
- (12) その他後援名義の使用承認を行うことが不相当と認められないこと。

附則

この基準は、令和 4 年 2 月 1 日から施行し、以降に実施する事業に適用する。